

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和2年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年12月16日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

(様式)

道 維 第 4 2 6 号

令和2年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

都市整備部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和2年10月28日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
道路維持課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 業務委託契約事務において、次のようなものがあった。 (1) 発注見通し及び契約締結前情報の公表について、市ホームページへの掲載はされていたが課等のカウンターでの閲覧はされておらず、契約締結後情報の公表については、いずれも行われていないもの ・ 放置自転車対策業務（長期継続契約） ・ 七日町周辺区域自転車整理及び指導業務（長期継続契約）	1 業務委託契約事務 契約締結後情報の公表につきましては、市ホームページへの掲載及びカウンターでの閲覧を実施しました。 発注見通し及び契約締結前情報のカウンターでの閲覧につきましては、次回契約時から適切に対応してまいります。
	2 行政財産目的外使用許可事務において、使用料を算定するにあたり、建物の価格を誤って前年度と同額としたため、使用料を多く徴収していたものがあった。 ・ 済生館前駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置） ・ 山形駅東口交通センター駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置）	2 行政財産目的外使用許可事務 済生館前駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置）・ 山形駅東口交通センター駐車場（自動販売機及びゴミ箱の設置）につきましては、適正な使用料を算定のうえ、差額の還付処理を行います。